

令和6年第5回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時	令和6年4月24日（水） 午後2時00分から午後3時05分	
開催場所	甲賀市役所 4階 教育委員会室	
出席委員	教育長	立岡 秀寿
	委 員	松山 顕子
	委 員	藤田 浩二
	委 員	池田 吉希
欠席委員	教育長職務代理人 野口 喜代美	
事務局出席者	教育部長	柚口 浩幸
	理事（国スポ・障スポ推進担当）	樋口 泰司
	次長（総務・管理担当）	谷 綾子
	次長（社会教育担当）	前田 三嗣
	次長（学校教育担当）	小島 靖弘
	教育総務課長	井上 大樹
	学校教育課長	松岡 和子
	社会教育スポーツ課参事	上村 秀裕
	教育総務課係長	西川 蓉子
書記	教育総務課長補佐	望月 一美
傍聴者	0名	

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

- (1) 令和6年第4回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認

2. 報告事項

- (1) 4月 教育長 教育行政報告
(2) 令和6年度教育委員会事務局組織体制について
(3) 市内小中学校における児童生徒の状況報告について

3. 協議事項

- (1) 議案第48号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第3号 甲賀市学校運営協議会委員の解任について)
(2) 議案第49号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第6号 甲賀市学校運営協議会委員の任命について)
(3) 議案第50号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第5号 甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について)
(4) 議案第51号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第4号 甲賀市少年センター協議会委員の解嘱について)
(5) 議案第52号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第7号 甲賀市少年センター協議会委員の委嘱について)
(6) 議案第53号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第8号 甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について)
(7) 議案第54号 甲賀市少年補導委員の解嘱について
(8) 議案第55号 甲賀市少年補導委員の委嘱について

4. その他、連絡事項など

- (1) 令和6年第6回（5月定例）甲賀市教育委員会について
(2) 令和6年第7回甲賀市教育委員会委員協議会について

◎教育委員会会議

〔開会 午後 2 時 0 0 分〕

次長（総務・管理担当） それでは改めまして、皆さんこんにちは。本日は何かとご多用の中お集まりをいただきありがとうございます。

本日は野口教育長職務代理者が欠席のため、4名の委員の皆様で執り行わさせていただきます。

ただ今から、令和6年第5回甲賀市教育委員会定例会を開会いたします。まず始めに甲賀市市民憲章の唱和をいたします。皆様ご起立お願いいたします。

（一同 市民憲章唱和）

次長（総務・管理担当） ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、開会にあたりまして立岡教育長からご挨拶を賜り、引き続きまして議事の進行をよろしくお願いいたします。

教育長 改めましてみなさんこんにちは。

雨が降り出すと、こう長く降る雨、これは春霖しゅんりんという言い方をします。霖というのは雨編に林と書いて春霖と言われます。林のごとく雨が降るという意味でしょうか。しとしと降る雨を春雨ともいいます。春雨といいますと、みなさん食べる春雨を想像される方もおられるかと思いますが、春雨が作られる時に、ひゅーと白い春雨が作られて出てくる姿が、やはり春の雨に似ているということで、春雨と付けられたそうです。嘘のような本当の話らしいです。

教育委員の皆様方には、ご多用の中、第5回目になります教育委員会定例会にご出席いただきましてありがとうございます。

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

新年度のスタートに当たりまして、先日15日、県庁で滋賀県教育行政重点施策説明会および滋賀県市町教育委員会委員研修会がございました。出席いただきましてありがとうございました。

まずは、主要な説明でありました滋賀の教育大綱（第4期滋賀県教育振興基本計画）についてです。ご覧になったと思いますが、全体的

な方向性というのが3つ掲げられてありました。そのうち1番目にあったのが、「すべての人が愛情を持って取り組む教育」という言葉がそこにありました。2番目「学習者が主体の教育」、3番目が「滋賀に学ぶ教育」と、2番目、3番目はとにかくとしまして、「愛情を持って取り組む」と標記をしなくてはいけない現在の実情であり、それを危惧してしまう思いでした。保護者にはもちろん求めたいところではありますが、教師に伝えるメッセージとしては、教員に「愛情を持って」ということは、少しさみしい気がするなと思いました。そういう私もまず何より先生方には、「目の前にいる子どもの姿やその思いをつかんで、その目の前にいる子どもの願いを実現する事に力を尽くしてほしい」ということを何度も伝えています。そこにつながる、根底に流れる必要かつ不可欠なものがこの「愛情」ではないかと改めて考えたところでございます。

また、「滋賀の学びと居場所の保障プラン」という計画のもとで、子どもの多様な学びの機会と居場所を保障する取り組みが述べられていました。家から外出できない子ども達について、どんな施策があるのかという質問で、LINEの相談事業、SC、SSWの配置拡充、学習指導員の配置、アウトリーチの強化のようなことが県では答えられていましたが、市が行う不登校の対策とどのように連携されていくのか、別々に動くのかであるとか、県教委の具体的な動きとしてどうされていくのか、担当者の説明会を待つところかとも思っています。

また、学びの多様化学校の検討についても、仮称ですが、「しがの学びの保障・居場所の確保推進協議会」というのが設置されて、学びの多様化学校の検討をするというような話がありましたが、これについても本市として参画についても意思表示の必要性があるのか、その今後の進み具合をどうするのかといったあたり、さらに注意深く見守っていく必要があるのかなと思いましたし、本市新設の、学びの多様化推進室がございますので、そこで考えて検討していく、独自の多様化学校の姿も今年度明らかにしていければと考えるところでございます。

また、後半の研修会のテーマに幼児教育が取り上げられたことも、

これまで例がなく、意義深い事であったと私は思いました。生涯発達に大きな影響を及ぼす、普通の国語・算数という認知ではなくて、非認知能力といわれる、具体的には、目標に向かう忍耐力・情熱、他人に向かう社交性・敬意・思いやり、また内なる自己に向かう自尊心・自信・楽観性など、そういった非認知能力を育成する大切な機会であり、園では幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿を表示して共通理解を進めているところです。

園では、やってみたいから始まる学びの芽は「遊び」からスタートします。園では、環境設定ということが最も重要視されて、教師の存在も人的な側面も含めて環境ということを考えられて、その力を育まれ能力に応じて環境に関わり、そしてそれに応じて環境からの応答を受取るという形で幼児の自主性や主体性が図られて形成されていきます。幼児の主体性と教師の意図、こんな風に育てたいという思いと、子どもの現状とうまくバランスを取りながら、環境を構成していきます。そういった小学校での学びの基礎を育てていく重要な部分であるということを研修では再認識したところでございます。

市としましても、4月の校長会・教頭会を通じまして、明日もI K O K Aプラン2024ということで、前にもお示ししました楽しさを追求する授業づくり、思いや願いを実現できる活動づくり、成果を実感できるチャレンジづくり、居心地の良い空間を目指す場づくりといったこの「わかる できる のびる つどう」というキャッチコピーをなぞられた学校教育の指針を伝えました。とりわけ、そのうちの授業については、これまでのこうか授業術5か条というのをベースにしながら、さらに楽しいという授業術を目指すI K O K A学習デザインというのを示して、新たな学力を育む教育を目指していきたいと考えています。

最後になりますが、物事を見るにはこれまで「3つの目」が必要だと言われていました。近づいて細かな部分まで丁寧に見る「虫の目」、潮流、潮や川の流れなどの変化を見る「魚の目」、さらに、高い位置から俯瞰的に全体を把握する「鳥の目」、とこの3つがよく言われました

がさらに加えて、反対や相手の目線になって、立場を変えて見る「こうもりの目」を加えて、4つの目をしっかりと使い分け、状況に応じて使い分け、正しい物事の見方や考え方、判断、実行に活かしてまいりたいと考えているところです。どうぞ今年度もよろしくお願いいたします。

本日の定例会は、組織の報告でありますとか各委員の委嘱等についての議題等が多くなっております。委員の皆様からはご忌憚のないご意見や指導をお願いして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 それでは、本日の議事に入ります前に、2. 報告事項（3）市内小中学校における児童生徒の状況報告については、内容が個人的なことに関わりますので、非公開とすべきと考えますが、非公開とすることにご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 異議がないということですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づいて、3分の2以上の賛成を得ましたので、非公開とさせていただきます。関係職員のみのお出席としますので、本日の議事がすべて終了した後に報告を求めたいと思います。ご了承ください。

それでは、議事に入らせていただきます。

はじめに1. 会議録の承認（1）令和6年第4回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認について、資料1をご覧くださいと思っていますが、何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 ご質問ございませんので、ただ今の1. 会議録の承認については、原案どおり承認をさせていただきます。

教育長 それでは、2. 報告事項に移らせていただきます。2. 報告事項（1）3月28日以降の教育長教育行政報告について、資料2の中から、4点について報告をさせていただきます。

まず1点目は、3月28日（木）午後に行われました、滋賀レイク

スターズ様と協賛企業による市内小中学校へのバスケットボールの寄贈です。子ども達がバスケットボールを楽しめる環境整備に貢献したいという、株式会社滋賀レイクスターズ様の呼びかけに協賛いただきました、地元の住友電工ウィンテック株式会社様、同じく住友電工プリントサーキット様の2企業様から、合計73個のバスケットボールを寄贈いただきました。憧れの滋賀レイクスターズ様あるいは協賛企業様のロゴが入ったバスケットボールを手にする子ども達は、これまで以上に練習に熱が入って活動が活発になっていくのではないかと思いますし、部活や体育の授業などにおきまして、新学期早速活用させていただいておるところです。尚、この寄贈式の様子は読売新聞に、結構大きな写真入りで報道されたところでございます。今レイクスターズさんも非常に成績も好調で、上位を目指されているところで非常に活気があるチームかなと思っているところです。

2点目は、4月18日（木）に、かえで会館で4月末まで開催されています滋賀県水平社創立100年パネル展を見させていただきました。今から100年前の1924年4月18日、県内で初めての水平社がこの甲賀の地で創立されました。多くのパネルから、その当時の差別の状況や創立に奔走された青年が抱いておられた差別解消への願いを知ることができました。部落差別解消に立ち上がった甲賀の青年の軌跡と、そして現在の差別意識を改めて認識できるパネル展示でした。頭では一般論として差別はよくないことであると理解し、あるいは差別をしていないとしながらも、結婚差別に代表される、我が事としての対応には、相違があることをアンケート結果では示していました。

また、全国水平社創立大会の2年後に、近江八幡市で計画されていました県の創立大会が、様々な妨害によって断念され、その3か月後に、宝木の水平社が県の水平社とともに、380人もの参加で開催されました。その甲賀の力に、改めて熱い思いを感じたところでございます。

3点目は、同じく4月18日の夜に行われました甲賀市スポーツ推

進委員委嘱状交付式です。本年度は、再任が36名、新任2名、合わせて38名の方々に委嘱をさせていただくことになりました。このスポーツ推進委員は、市民1人でも多くの方がスポーツとふれあうことができるきっかけづくりとして、日々積極的な活動をいただいております。月一の研修会、あるいは主催事業をはじめ、派遣事業を数えますと、なんと年間100回を超えて活動をしていただいております。その情熱に深く敬意を表するところです。国スポ・障スポに向けても機運の醸成の活動や、ゆるスポ等、多世代・多種目のイベントの開催、さらには本番でのサポート活動など、大きな期待をしているところでございます。

4点目は、4月21日（日）に行われました、甲賀市制20周年記念の冠のついた、「びわ湖ホール声楽アンサンブル」春“をおくるコンサート”に参加しました。もちろん、声楽アンサンブルのプロの声にも圧倒されましたが、最も心に響いたのは、水口東中学校・水口東高等学校の合唱でした。部員がやはり少なくなっていて、OGやOBが応援に駆け付け、さらには声楽アンサンブルの方も数人サポートしていただきながら合唱されましたが、本当にもっと聞いていたくなる、非常に美しく、高い水準にある合唱でした。米津玄師の「カイト」であるとか、谷川俊太郎が作詞した「未来へ」という、そういった曲の選定もあり非常に親しみやすい部分もあったんですが、心に本当に染み込む歌声でした。この発表会や、大小の発表会を問わず、いろんな発表の機会を増やしながら、広くアピールしていかれて、部員の数も増やしていただいて、ぜひこの合唱を大切に続けていただきたいなと願ったところでございます。

以上、4月の教育行政報告といたします。

教育長

今申し上げました4点に関わらず、教育行政報告について、何かご質問等ございませんでしょうか。

松山委員

2点お話をさせていただきたいと思います。1つは質問ですが、3月28日のバスケットボールを寄贈いただいた件ですが、73個のボールをいただいたってことですが、どういう感じで小中学校に寄付いた

だいたのか、どういう形で受け取っていただいたのですか。

教育長 市内各小学校に5号球を1個ずつ、中学校に6号球・7号球をそれぞれ1個ずついただきました。また、信楽の小学校に5号球を6個、中学校に6号球を5個、7号球を5個いただき、計73個です。

松山委員 ありがとうございます。それが1点ともう1点、4月21日の春をおくるコンサートのことも今お伺いしまして、水口東中学校と高等学校の合唱が素晴らしかったということで、やっぱり素晴らしい合唱なんかを聞かせていただくのは、聞いているこちら心が非常に満たされるものがありますし、もちろん歌っておられる生徒さんも非常に充実した時間を過ごされると思います。

先日、学校教育課の次長の方にお問い合わせしましたが、昨年度に、一般市民の方から甲賀市の小中学校の音楽会、校内音楽会や中学校でしたら合唱コンクールになりますけれども、その仕上げのサポートをお手伝いしたいということを、一般の方からお申し出いただいています。私の方にお話しただいてお伝えさせていただいているのですが、そういう市民の方が、少しでもその合唱コンクールの子ども達が充実した時間を過ごせるように、やっぱり仕上がりがいいと終わった時の子ども達のやり切った感もすごく充実してきますので、そういうお手伝いをしたいというお申し出をいただいていますので、ニーズのある必要を感じてくださる学校からは、そういう情報があるというふうにお伝えさせていただいて、市内の音楽活動も活発化していけばいいなと思っているところです。以上感想です。

教育長 ありがとうございます。

小学校や中学校の音楽会であるとか、合唱コンに指導者が来ていただくと、本当に短時間の指導で、見違える、聞き違えるような子ども達が変わるのを何度も今までも聞いておりますので、ぜひそういう力をお借りしたいと思いますが次長どうでしょうか。

次長（学校教育担当） 校長会でご紹介させてもらおうと思っています。

教育長 そのようにさせていただきます。ありがとうございます。他にご質問等はございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、ないようですので、ただ今の4月教育長教育行政報告は報告事項として終わらせていただきます。

 続きまして、(2) 令和6年度教育委員会事務局組織体制について、資料3に基づいて報告をお願いいたします。

教育部長 それでは、報告事項(2) 令和6年度教育委員会事務局組織体制につきまして報告させていただきます。資料3をご覧ください。

 表につきましては、令和6年4月1日現在の組織体制を示しております。教育長の元、教育部長、理事、次長4名、各課室の組織体制であります。

 昨年度からの変更点は、大きく3点ございます。1点目につきましては、令和7年開催の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会における部局間の連携強化を図るため、総合政策部及び建設部の理事を兼務する教育委員会事務局の部長級の理事が配置となりました。

 2点目は、不登校児童生徒への様々な分野からのアプローチや、多様な学びを提供するための施策充実を図るため、学校教育課内に学びの多様化推進室が設置となりました。

 3点目は、来年に近づいている先程申しあげました国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催における、輸送、宿泊、警備の各業務を円滑に進めていくため、国スポ・障スポ推進室に、今までの総務企画、競技運営の2係に加えて輸送宿泊係が新たに設置となりました。なお、体制詳細につきましては、資料の通りでございます。

 以上、令和6年度の教育委員会事務局組織体制につきましての報告とさせていただきますが、本日新たに就任いたします樋口理事が出席しておりますので、ここで一言時間をいただき自己紹介をさせていただきます。

理事(国スポ・障スポ推進担当) 今年度より総合政策部理事、先程説明がありました兼任で建設部理事、併任で教育委員会事務局の理事を仰せつかりました樋口でございます。国スポ・障スポの推進担当ということで、部局の連携の調整を担っていきたいというふうに考えております。ど

うぞよろしく願いいたします。

教育長 よろしく願いします。

教育部長 主にハード整備を担当することになっておりますので、ご承知おき
いただきたいと思います。以上報告とさせていただきます。よろしく
お願いいたします。

教育長 理事ありがとうございました。

教育長 ただいま（２）令和６年度教育委員会事務局の組織体制について、
主に大きな変化があった３点についての報告を受けましたが、何か他
も含めてご質問ありますでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 質問がないようですので、ただ今の（２）令和６年度教育委員会事
務局組織体制については、報告事項として終わらせていただきます。

それでは続いて、３の協議事項の方に入らせていただきます。まず
（１）議案第４８号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時
代理第３号甲賀市学校運営協議会委員の解任について）、及び（２）議
案第４９号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第６
号甲賀市学校運営協議会委員の任命について）の２つは関連がござい
ますので、一括して資料５、資料６に基づいて説明を求めます。

学校教育課長 議案第４８号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理
第３号甲賀市学校運営協議会委員の解任について）、及び議案第４９号
臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第６号甲賀市学
校運営協議会委員の任命について）は、一部関連がございましたので一
括して、その提案理由を申しあげます。

議案第４８号につきましては、甲賀市学校運営協議会規則第７条の
規定により任命しております学校運営協議会委員のうち、別紙の委員
につきましては一身上の都合により、３月３１日付けで甲賀市学校運
営協議会規則第１６条の規定により解任を行うもので、甲賀市教育委
員会教育長に対する事務委任等規則第４条の規定により、臨時代理し
たため、同条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

続いて、議案第４９号につきましては、別紙１の土山小学校、柏木

小学校の２名の委員につきましては、只今説明いたしました議案第４８号と、２月７日付けでの解任にご承認を頂きました議案第１０号の前任者の後任といたしまして、残任期間となる令和７年３月３１日までの任期として甲賀市学校運営協議会規則第７条の規定により任命するものでございます。

次に別紙２の綾野小学校、伴谷小学校の２名の委員につきましては、新たに委員として、令和８年３月３１日までの２年間の任期として、甲賀市学校運営協議会規則第７条の規定により任命するものでございます。

なお、学校運営協議会委員は、年度初めの４月１日から置く必要があったことから、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第４条の規定により、臨時代理したため、同条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

以上、議案第４８号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第３号甲賀市学校運営協議会委員の解任について）及び、議案第４９号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第６号甲賀市学校運営協議会委員の任命について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第４８号、４９号についての説明を受けました。解任と任命の議案ですが何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 質問がないということでございますので、それでは、議案第４８号、４９号について、承認することとしてご異議はございませんか。

（全委員 異議なし）

教育長 全員異議なしということでございますので、両議案については原案どおり承認いたします。

続きまして、（３）議案第５０号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第５号甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について）、資料７に基づいて説明を求めます。

学校教育課長 議案第50号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第5号甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について）、その提案理由を申しあげます。甲賀市附属機関設置条例第2条第2項に基づき、甲賀市教育支援委員会委員については教育委員会が委嘱又は任命することとなっております。同委員会は、甲賀市における特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の適切な就学を図るため、調査及び適切な就学方法等についての審議を行い、その結果を答申するものです。そのため、委員には専門的知識や学識経験が必要となります。

また、甲賀市教育支援委員会委員は、年度途中の転入児童生徒についても、教育委員会からの諮問に応じて調査や審議を行い、教育的支援の在り方や望ましい就学先等を明らかにして答申を行う機関であり、4月1日から設置する必要があったことから、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により臨時代理したため、同条の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。同職の任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとしております。

以上、議案第50号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第5号甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第50号甲賀市教育支援委員会の委員に関わる提案説明を受けましたが何かご質問はございませんか。

（全委員 質問等なし）

教育長 質問がないようですので、それでは、議案第50号について、承認することとしてご異議はございませんか。

（全委員 異議なし）

教育長 全員異議なしということでございます。それでは本案については、原案どおり承認いたします。

続きまして、（4）議案第51号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第4号甲賀市少年センター協議会委員の解嘱につい

て）、及び（５）議案第５２号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第７号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱について）は関連がございますので、一括して資料８、資料９に基づいて説明をお願いいたします。

社会教育スポーツ課参事 議案第５１号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第４号甲賀市少年センター協議会委員の解嘱について）、及び議案第５２号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第７号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱について）は、関連がございますので一括して、その提案理由を申し上げます。

議案第５１号につきましては、甲賀市少年センター条例第４条第３項の規定により委嘱しております少年センター協議会委員のうち、別紙の委員について代表者等の異動があったことから、令和６年３月３１日付けで、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第４条の規定により臨時代理による解嘱をしましたことから、これを報告し承認を求めるものです。

また、議案第５２号につきましては、令和６年３月３１日付けで解嘱しました委員の選出母体から、別紙記載の５名を甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第４条の規定により臨時代理による委嘱をしましたことから、これを報告し承認を求めるものです。

任期は、令和６年９月３０日までの前任者の残任期間です。

以上、議案第５１号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第４号甲賀市少年センター協議会委員の解嘱について）、及び議案第５２号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第７号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今、議案第５１号、５２号少年センター協議会委員の解嘱及び委嘱についての説明を受けましたが、何か質問はございますでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 質問がないようですので、議案第５１号、５２号について、承認することとしてご異議はございませんか。

(全委員 異議なし)

教育長 異議なしということで、それでは、両議案については、原案どおり承認いたします。

続きまして、(６)議案第５３号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第８号甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について)、資料１０に基づいて説明をお願いいたします。

社会教育スポーツ課参事 議案第５３号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第８号甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について)、その提案理由を申し上げます。

甲賀市スポーツ推進審議会条例第３条第２項の規定により委嘱又は任命しております、甲賀市スポーツ推進審議会委員のうち、３月２７日開催の定例会において、議案第４４号にてご決定頂いた令和６年３月３１日付けの解任に伴い、別紙記載の２名を甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第４条の規定により、臨時代理による委嘱又は任命をしましたことから、これを報告し、承認を求めるものです。任期は、令和７年１１月３０日までの前任者の残任期間です。

以上、議案第５３号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第８号甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について)の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第５３号甲賀市スポーツ推進審議会委員に係る説明を受けましたが何かご質問はございますでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 質問がないようですので、議案第５３号について、承認することとしてご異議はございませんか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり承認いたします。

続きまして、(７)議案第５４号甲賀市少年補導委員の解嘱について及

び（８）議案第５５号甲賀市少年補導委員の委嘱については、関連がございますので一括して資料１１，１２に基づいて説明をお願いいたします。

社会教育スポーツ課参事 議案第５４号甲賀市少年補導委員の解嘱について、及び議案第５５号甲賀市少年補導委員の委嘱については、関連がございますので一括して、その提案理由を申しあげます。

議案第５４号につきましては、３月２７日の教育委員会議案３７号でご承認いただき、甲賀市少年センター条例施行規則第７条第２項の規定により委嘱しました甲賀市少年補導委員のうち、当該委員について、委員本人から辞退の申し出があったため、当該委員の解嘱について、教育委員会の議決を求めるものです。

また、議案第５５号につきましては、議案５４号の解嘱に代わる少年補導委員の委嘱について、甲賀市少年センター条例施行規則第７条第２項の規定に基づき教育委員会の議決を求めるものです。

なお、甲賀市少年補導委員の委嘱につきましては、甲賀市教育委員会の推薦を要する甲賀警察署少年補導員を兼ねております。

任期は、甲賀市少年センター条例施行規則第７条第４項の規定に基づき、令和６年４月２５日から令和８年３月３１日までとします。

以上、議案第５４号甲賀市少年補導委員の解嘱について、及び議案第５５号甲賀市少年補導委員の委嘱についての提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申しあげます。

教育長 ただ今、議案第５４号、５５号甲賀市少年補導委員についての説明を受けました。何かご質問はありますか。

（全委員 質問等なし）

教育長 質問がないようですので、それでは、議案第５４号、５５号について、決定することとしてご異議ございませんか。

（全委員 異議なし）

教育長 それでは、両議案につきましては、原案どおり決定いたします。
協議事項はそこまでです。

それでは、4. その他の連絡事項に入らせていただきます。(1) 令和6年第6回(5月定例)甲賀市教育委員会について、(2) 令和6年第7回甲賀市教育委員会委員協議会について、あわせて説明をお願いいたします。

教育総務課長 その他連絡事項について、説明をさせていただきます。(1) 令和6年第6回(5月定例)甲賀市教育委員会につきましては、令和6年5月22日(水)午後2時から、(2) 令和6年第3回甲賀市教育委員会委員協議会につきましては、令和6年5月8日(水)午前10時から開催させていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

教育長 ただ今の連絡事項について、何か質問ございますか。

(全委員 質問等なし)

教育長 質問がないようですので、連絡事項につきましては終了させていただきます。

それでは、後に回しておりました2. 報告事項(3) 市内小中学校における児童生徒の状況報告について報告を求めます。内容が個人的なことに関わりますので、関係者のみの出席として非公開とします。今日は傍聴の方はおられません。

《以下、非公開》

報告事項(3) 市内小中学校における児童生徒の状況報告について

教育長 それでは、ただ今の(3) 市内小中学校における児童生徒の状況報告については、報告事項として終わらせていただきたいと思います。他、事務局特によろしいですか。

教育部長 5月1日、第二かわせみ教室の開室式ということで、綾野小学校の方で9時から開催させていただきます。非常に地域の方も喜んでおられますので、市の方もしっかりと取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

そして、また5月3日の日にケンケト踊りが今年も開催されます。バスを走らせてくれるという予定になっております。ホームページに

掲げさせてもらいますので、よろしくお願いいたします。私からは以上です。

教育長 1日、3日、よろしくお願いいたします。それでは、以上をもちまして、令和6年度第5回甲賀市教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔閉会 午後3時05分〕